

# べるびゅー大栄訪問看護事業所

(訪問看護・介護予防訪問看護)

## 運営規程

(株) べるびゅー大栄

## 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営方針

#### 第1条（事業の目的）

この規程は、株式会社べるびゅー大栄が開設するべるびゅー大栄訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、自立して日常生活をおくることができるように適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

#### 第2条（事業の運営の方針）

- 1 利用者の意思と人格を尊重して、常に利用者の立場にたつて、訪問看護を行う。
- 2 利用者や家族に対して、訪問看護の方法等について、わかりやすく説明を行う。
- 3 適切な看護技術で、訪問看護を行う。
- 4 利用者の心身の状況や生活環境の的確な把握に努める。
- 5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第2章 事業所の名称等

#### 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 べるびゅー大栄訪問看護事業所
- ② 所在地 鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005

#### 第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人  
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 看護師等 2人以上  
指定訪問看護等の提供に当たる。

#### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(サービス提供時間は午前9時から午後5時までとする)
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第6条（指定訪問看護等の内容）

指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

### ①看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排せつに関する対策や指導など）

### ②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ、胃ろうチューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴
- ・排せつ管理ケア（浣腸・摘便）

### ③介護者に対して

- ・介護の方法指導、介護福祉などの社会資源の紹介
- ・褥瘡予防、食事指導（介助の工夫、方法など）
- ・室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談、助言

## 第7条（指定訪問看護等の利用料その他の費用の額）

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護、介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担の割合に応じた一部の額とする。

ご利用料金は別紙「べるびゅー大栄訪問看護事業所利用料金表」の通りです。

- 2 実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費となり、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり20円をいただきます。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、北栄町の区域とする。

## 第9条（緊急時等における対応方法）

指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

### 第3章 運営に関する重要事項

#### 第10条（苦情処理）

- 1 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### 第11条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ及び記録する。
- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 第12条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

#### 第13条（個人情報保護）

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### 第14条（その他運営に関する重要事項）

- 1 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 社員の施設内研修 月に1回
  - ② 社員の施設外研修 随時
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

#### 附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。